

総務常任委員会記録

令和6年 第4回定例会																	
1 日 時	令和6年12月17日(火) 午前 9時59分 開会 午前11時24分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">増 渕 靖 弘</td> <td style="width: 60%;">委員長</td> </tr> <tr> <td>橋 本 修</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>鹿 妻 武 洋</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>仲 田 知 史</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>早 川 勝 弘</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>駒 場 久 和</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>石 川 さやか</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大 島 久 幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>	増 渕 靖 弘	委員長	橋 本 修	副委員長	鹿 妻 武 洋	委員	仲 田 知 史	委員	早 川 勝 弘	委員	駒 場 久 和	委員	石 川 さやか	委員	大 島 久 幸	委員
増 渕 靖 弘	委員長																
橋 本 修	副委員長																
鹿 妻 武 洋	委員																
仲 田 知 史	委員																
早 川 勝 弘	委員																
駒 場 久 和	委員																
石 川 さやか	委員																
大 島 久 幸	委員																
4 欠席委員	なし																
5 委員外出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">谷 中 恵 子</td> <td style="width: 60%;">議長</td> </tr> <tr> <td>橋 本 勝 浩</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>梶 原 隆</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>阿 部 秀 実</td> <td>議員</td> </tr> <tr> <td>佐 藤 誠</td> <td>議員</td> </tr> </table>	谷 中 恵 子	議長	橋 本 勝 浩	議員	梶 原 隆	議員	阿 部 秀 実	議員	佐 藤 誠	議員						
谷 中 恵 子	議長																
橋 本 勝 浩	議員																
梶 原 隆	議員																
阿 部 秀 実	議員																
佐 藤 誠	議員																
6 説 明 員	別紙のとおり																
7 事務局職員	萩原 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍 聴 者	2人																

総務常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	8名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	佐藤 寛	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 渉	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	7名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	福田 光広	
	行政経営課行政改革担当	高橋 洋一	
市民部	市民部長	福田 浩士	6名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	市川 佳代子	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
	生活課生活係長	安生 秀徳	
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	永岡 和也	
	予防課長	曾篠 伸次	
	警防救急課長	小杉 仁	
	通信指令課長	高柴 幸人	
	消防総務課消防総務係長	紺野 敬寛	
合 計			32名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第79号 専決処分事項の承認について(令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)について
- 3 議案第84号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 4 議案第91号 鹿沼市御殿山会館条例の廃止について
- 5 議案第96号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 6 陳情第13号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書

令和6年第4回定例会 総務任委員会概要

○増淵委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

なお、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いいたします。

今回は、改選後初めての委員会でございますので、正副委員長から挨拶をさせていただきます。

改めまして、おはようございます。

今回、総務常任委員会の委員長を仰せつかりました増淵でございます。

今議会のほうでも議会改革がありまして、なるべく情報を公開したりするような形になっています。

特に常任委員会を中心にこれからやる、いろいろなことを全部表に出すということで、常任委員会もテレビ中継とかという形になってくると思います。

それに先立ちまして、委員の皆さんも、質問に関したり、質疑に関しては、明瞭で、そして、わかりやすく、この総務常任委員会のきちんとした質疑を、そして、執行部の皆様には、この担当なので、このことになるべく明瞭に、そして、わかりやすく答弁できるような形をもって、お互い緊張感のある中でこの1年間やっていきたいと思っております。

どうぞ1年間、よろしくをお願いいたします。

副委員長。

○橋本副委員長 皆さん、おはようございます。

副委員長を仰せつかりました橋本でございます。

1年間、増淵委員長を支えて、円滑な委員会運営を心がけたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○増淵委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案5件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第13号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人がお越しいただいておりますので、陳情第13号から審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第13号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人であるハラスメントから職員を守る栃木県民の会代表、兼子孫芳様、会員、小林久人様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○増淵委員長 お疲れ様です。

では、早速、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書について、5

分程度で説明をお願いいたします。よろしくお願します。

○陳情人（小林） よろしくお願いたします。

本日は私どもハラスメントから職員を守る栃木県民の会の陳情をご審議いただき、感謝申し上げます。

代表の兼子に代わり、会員の小林が意見陳述をいたします。

令和6年3月議会には、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情を出しましたが、不本意ながら各党派周知となり、審議が行われず、意見陳述もなく、真意が十分に伝わらなかったと反省しております。

令和6年3月議会に、栃木県下24市町村に陳情を出しました。

宇都宮市、壬生町で陳情が採択され、大きく改善しましたので、宇都宮市、壬生町など、先行事例をまとめて、改めて陳情を提出いたしました。

何で陳情を出したかと申しますと、他の市町村でも庁舎内で政党機関紙が無許可で行われ、職員が強制と感じているとお聞きして、私たち市民のために汗して働いている職員の皆様を何とかお助けしたいと思い、その方法を模索して、微力な市民です。

代表は77歳、私は70歳の老人ですけれども、無力ではないと陳情を出すことにいたしました。

兼子代表はいつも言っています。

「これは職員救済ボランティア活動だ」とおっしゃいます。

では、壬生町の対応事例を紹介します。

壬生町では、陳情提出後の調査にて、管理職の9割以上が慣習として仕方なく購読していた実態がわかりました。

一応に仕方なくと答えました。

行政としては、本会議採決後に庁舎内購読者は全員一旦やめる形をとり、購読はゼロになりました。

職員の皆様は意に反して出費がなくなったととても喜んでいただいております。

続いて、宇都宮市のアンケート結果と市議会の対応について、お話いたします。

政党機関紙を勧誘していた市議会議員は、陳情審議の中で、政党機関紙の勧誘、配達、集金で、パワハラの実態は一切確認されていない、強制もしていないと強く主張いたしました。

ところが、市が実態調査アンケートをしてみると、勧誘時には心理的圧力を感じた職員が50%、55人に上りました。

幸い、宇都宮市議会では、ハラスメントの実態を重く受け止め、議長が議員団を代表して声明文を発表し、庁舎内における政党機関紙の勧誘禁止を確認し、コンプライアンスの徹底を誓いました。

私もその場で傍聴しましたがけれども、その真摯な議員の対応にとっても感動しました。

あわせて規則に反して勧誘していた市議は、職員に正式に謝罪をしました。

問題に向き合うことが解決につながります。

令和6年12月議会では、審議で不採択になった小山市、栃木市、真岡市に出して、審議していただきましたけれども、残念ながら今回も不採択でした。

主な理由は実態がない、そういう声が聞こえないということでした。

しかし、圧力を感じた職員が窓口に相談したわけではありません。

相談はしませんでした。

相談しても解決しない、かえって目をつけられてと感じていました。

ですので、行政が匿名で任意で実態調査を行うことが必要なのです。

ここにお集まりの議員の皆様、そう思いませんか。

そして、今日が今年最後の審議になります。

市民のために日々お仕事をしてくださっている職員の皆様が庁舎内で強制されることがないように、微力ではありますが、無力ではないと陳情を出して、改善をお願いしております。

今回の陳情のタイトルは、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情です。

現時点で実態調査はされていないと思いますので、そうであれば、職員の皆様、そして、議員の皆様には、庁舎内での物品販売を禁止する規則を再確認していただき、その厳粛な運用を求めます。

また、同時にハラスメント防止のために実効性のある対応をお願いします。

ハラスメント防止のためにも、庁舎内のルールを守ることで、健全化を図れると思います。

陳情項目は3つございます。

ぜひ真摯な審議をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○増淵委員長 ありがとうございます。

どうぞお座りください。

陳情人の方の説明は終わりました。

陳情人の方に対して、確認することはございますか。

今の説明で大体わかります？大丈夫ですか。

大丈夫？大丈夫かな、仲田君、大島委員、どうですか、大丈夫ですか。

○大島委員 まあ、そうですね。

○増淵委員長 はい、どうぞ、仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田です。

ご説明ありがとうございました。

兼子さん。

(「はい」と言う者あり)

○仲田委員 代表。

○陳情人(小林) 私、小林です。

○増淵委員長 小林さん。

○仲田委員 では、小林さん、小林さんは、兼子さんの考えるこのハラスメントの定義を教えてくださいたいのですね。

○陳情人(兼子) ハラスメントは嫌がらせということで、英語なのですよ。

ハラスは嫌がらせです。

それで、その名詞形で嫌がらせ行為ですね。

そういう英語の意味合いはそういうふうになっております。

○陳情人（小林） 私から。

○増渕委員長 はい、はい、小林さん、どうぞ、説明のほうをお願いいたします。

○陳情人（小林） ハラスメントというのは、やっぱり職員の皆様が喜んで、政党機関紙をご購入されているのだったらいいと思うのですけれども、調査してみると、半数以上の方が、何ていうのですかね、強制だと。

それで、その強制というのは、実は私たちが、今全国の調査で調べてみると、勧誘時において、契約書はないのですよ。

それで、契約書はなくて、契約書はないから、購読継続の期間もない。

だから、一度とったら、退職までやめられないという、これを、何かハラスメントだ、これは強制だと止めることができないのですね。

私はそういう政党機関紙においては、それがハラスメントに当たると。

つまり個人の自由、個人の人権という、思想心理の自由が侵されているのではないかと。

まあ、喜んでとっている方はいいですけれども、喜んでとっていない方もいらっしゃる、その方の個人の人権とか、自由は侵しているのではないかというふうに考えて、そういうふうなハラスメントではないかと、政党機関紙の場合は考えております。

よろしかったですか、こんな回答で。

○増渕委員長 どうですか。

○仲田委員 はい、考え方、はい、理解しました。

それで、では、逆に、これ、執行部のほうに聞いてもらっていいですか。

○増渕委員長 いや、この後あるので。

○仲田委員 あ、この後ですか。

○増渕委員長 陳情人の方の確認をまず第一にしますので。

○仲田委員 はい。

○増渕委員長 委員の方で、はい、では、大島委員。

○大島委員 今のお話を聞いて、半分ぐらいがハラスメントを感じて、半分ぐらいは感じていない。

では、感じていない人に関しては、別段構わないというお考え、それと、何ていうのですかね、ちょっとその分だけ、では。

○増渕委員長 はい、小林さん。

○陳情人（小林） お答えいたします。

いつもありがとうございます。

半分は感じになる、感じない、半分は感じていないということで、前回私たちは調査をだからしてほしいとお願いしたのですね。

ところが、調査、前回はしないということになったので、今回は同じ陳情は出せない、それだったら、庁舎管理規則の中で、庁舎管理で勧誘するときは許可証が必要だという項目がありますよね。

だから、それをちゃんと実施してほしいということなのです。

だから、政党機関紙がいい、悪いというの、私たちは今回の陳情では一切言っており

ません。

庁舎内の管理規則を、やるのだったら、しっかり守ってやってほしいと。

そして、ルールをしっかり守れば、職員の方も自由に止めることができるし、とりた
い人は自由にとることができる。

それで、それを許可するかどうかは行政が決めるので、行政がそういうことを許可す
るかどうか、今決めていないので、しっかりと庁舎内管理規則のルールをちゃんと守
る。

例えば、私たちがいろんな陳情を出しているときに、ある政党の方は、「議員は庁舎管
理規則を守る必要がないので」という方がたくさんいらっしゃるのですよ、議員の方で。

だから、いや、そんなことないだろうと私は思うのです。

だから、議員の方も庁舎管理規則をしっかり守るというルールを今回は徹底してやっ
てほしいと。

そうすることによって、職員の方が守ることができると。

私は、言っては申し訳ございませんけれども、全国でこういう関連でいろいろやって
いるのですけれども、議員の方も、市長もそのことはわかっていらっしゃると思うの
ですけれども、職員は誰も守って差し上げることができないので、あえて我々市民が、ち
ゃんと職員が仕事できるようにやってほしいと、だって、職員は我々ね、我々市民のた
めに一生懸命お仕事してくださっているではないですか。

だから、その職員の方を守れるのは、市民の私たち、そして、できるのは陳情を出す
しかないですよ。

もし、請願でね、私たちに、それに賛同してくれる議員がいらっしゃったら、請願を
出したいなと思ったのですけれども、そういうふうな時間もなかったので、陳情にいた
しましたので、そういう趣旨でございます。

答えになっておりますか。

○増渕委員長 はい、大丈夫だよ。

大島委員、どうですか。

○大島委員 今のお話を聞くと、要は庁舎内でそういう行動をするときの規則を整備して
ほしい、ルールづくりを行政としてつくったほうがいいのではないかとというのが趣旨と
いうことなのですね。

○陳情人（小林） そうです。

○大島委員 はい、了解しました。

○増渕委員長 はい。ほかに委員の方で、確認したいことはありますか、陳情人の方に。

では、確認事項、大丈夫ですね、大丈夫ですね。はい。

では、確認事項もないようです。

ここで、陳情人の方の退席を求めます。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

○陳情人（小林） はい、どうもありがとうございました。

（陳情人 退席）

○増渕委員長 それでは、陳情第13号について、執行部に確認したいことはありますか。

鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 はい。今の説明とかお聞きしまして、それで、鹿沼市の庁舎管理規則というのがあると思うのですけれども、それで、第4条に「こういうのは許可必要ですよ」というのが載っていたと思うのですが、それで、この今回、その政党機関紙ということで上がっているものというのは、この第4条にかかってくるものと考えてよいものでしょうか。

○増淵委員長 はい、執行部の答弁を求めます。はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願いいたします。

鹿妻委員の質疑についてお答えいたしますと、鹿沼市の庁舎等管理規則第4条の1項1号に、今おっしゃった文章はあるのですけれども、執行部と、現状庁舎管理の上で、許可が必要かどうかということの、今回の政党機関紙ですね、で検討した経過がないということで、実情、現状に至っているのが実情でして、かなり以前から行われているものでしたので、今までちょっと疑問に感じたことはなかったというところであります。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 はい、ありがとうございます。

そのことについて、鹿妻委員、ありますか。大丈夫ですか。

○鹿妻委員 何か、では、もし、申請というか、きたら、検討するけれども、今はきていないから検討していないというか、該当するかどうか判断つかないというようなことですか。

○増淵委員長 はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 はい、行政経営課長の網です。

ただいまの質疑についてですが、申請がきた、こない、こなかったからというわけではなくて、もう相当以前からこういったことが行われていたので、許可が必要かどうかということを考える、検討しない、検討しないというのはおかしいのですけれども、必要性をちょっと感じたことがなかったということが実情であります。

すみません、繰り返しになってしまうのですが、はい。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 大丈夫ですか。

はい、では、大島委員、どうぞ。

○大島委員 今話を聞くと、だから、今までは特段問題がなかったのに、問題の俎上に上げるようなことではなかったというような認識だと思えるのですけれども、関連して、そういったことであれば、例えば、以前はその保険の勧誘の方とかが庁舎内を歩いたり、今はヤクルトの販売の方が来ていたりするので、そういう方までこの管理規則の中で本当は決められるべきものなのかどうかというのを伺いたいと思うのですけれども。

○増淵委員長 執行部の説明をお願いいたします。はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

大島委員の質疑についてなのですが、保険の勧誘ですとか、ヤクルトさん、そういったものについては、営業、庁舎管理規定に基づく営業許可という形で取り扱っております。

政党機関紙だけが、すみません、かなり以前からずっとやられていたので、ちょっと疑問に感じたところはなかった。

大島委員おっしゃったように、その俎上がなかったという、そういうことであります。以上で説明を終わります。

○増渚委員長 ほかの委員の確認、執行部に対して、説明。

はい、どうぞ、石川委員。

○石川委員 石川です。

その第4条の1項1目の文章をちょっと改めて教えていただきたいのですけれども。

○増渚委員長 はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

庁舎管理規則の4条なのですが、こちらは許可を要する行為という条文になっておりまして、ちょっとずっと読ませていただきます。

庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、別に指定した行為については、この限りではないという条文で、その1号が、物品の宣伝・販売、募金、署名の収集、その他これらに類する行為ということで規定されております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 石川委員。

○石川委員 そうしましたら、その物品の宣伝、販売というところに含まれると思うのですが、そのような認識がなく、今までできてしまったということではよろしかったでしょうか。

○増渚委員長 はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

石川委員、おっしゃるとおりのことをございまして、これまでは慣例として、継続されてきたものということで考えておりました。

はい、以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、はい、早川委員、どうぞ。

○早川委員 はい、早川です。

陳情項目の③には、その許可の申請があった際には、アンケートを通じてというふうな要望というか、陳情があるのですけれども、例えば、今現在、何か職員にアンケートをとる仕組みとか、そういったものというのは、今何かルール上あるものが存在するのでしょうか。

○増渚委員長 執行部の説明を求めます。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

鹿沼市においては、デスクネットという仕様の中で、いろんな業務のアンケート機能というのがありますので、業務に関してのアンケートというのは実例としてやっているということで、そういった機能はあるというところですよ。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 よろしいですか。

はい、鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 はい、では、ちょっと確認というか、あれなのですけれども、では、例えば、仮に明日機関紙のようなものを職員に渡したいと思ったときに、今のあれだと、別に誰に断ることもなくできてしまうというか、今だとそうなるのでしょうか。

それとも、「今回こういうのがあったから、やっぱこれって許可必要なものだよ」ということになったのであれば、もし、仮に明日やろうとすれば許可してねということになると思うのですが、位置づけるに、今どういうことになっているのでしょうか。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

すみません、再三説明させていただいているのですが、今まではかなり以前から行われていて、慣例に近い形でやられているということで、今時点においては、具体的にどうということは考えていなかったのですが、今回の陳情の話も受けまして、職員管理ですとか、庁舎管理、そういったほうの視点から、庁舎管理規則もありますので、そういった趣旨に沿って、適切に検討すべきことなのかなということで考えているところで、現時点ではそう考えているところであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、鹿妻委員、はい、どうぞ。

○鹿妻委員 ちょっと確認というか、あれなのですけれども、ということは、もし、これを許可とかそういうものにする場合は、現状変更しなければいけないのか、それとも、単に運用の仕方として、きっちりやりますということでできることなのか。

それとも、決まり自体を変えなくてはいけないということになるのか、ちょっとそのあたりはどうなのでしょう。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

あくまで、すみません、個人的な見解には、現時点ではなってしまうのですけれども、庁舎管理規則の中の、先ほど石川委員の質疑で説明させていただきました、1号の部分、その部分で読み込める部分なのかな。

ですが今後は、運用の厳格化、運用のところを今までこうだったということなく、密に、振り返って、ちょっとちゃんとした形で適切に運用すべきかなということで考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。はい、大島委員、どうぞ。

○大島委員 副市長が一番長く経験していると思うので、副市長に聞きたいと思うのですが、この今回の陳情にあるようなハラスメントを感じたというような声を聞いているかどうか、副市長に聞きたいと思います。

○増渕委員長 はい、副市長、答弁を願います。はい、どうぞ、福田副市長。

○福田副市長 大島委員からのご指名ですので、お答えさせていただきます。

この件は、先ほど来課長から説明のあったとおりの経過です。

それで、私の知る限り、何ていうのですか、管理職になる前から、当時の議員さんが、今と同じ形でやっていたことは承知している。

それで、その中で、今、思い返しますと、何人かの、当時のですね、今もいるかどうか

か、ちょっと今、そもそも確認もなにもしていませんが、部長さん、課長さんの中には、「私はいらない」と言って断っていた方が、私の知っている限りでも数名いらっしゃいました。

つまり、それは先ほどの陳情者の方の言葉で言えば、断れないという方が大半だろうということかもしれませんけれども、そういう、はっきりと断った方が、私の上司だった方にも何人か記憶しております。

そして、これは慣習としてという言葉、陳情者も使われました。

それで、網課長が再々説明していることは、つまり慣習として長年やってきたことだという事に尽きてしまうと思うのですね。

それで、このことが、ただ、全く疑問と思わなかったわけではないです、正直なところ。

つまり、物品販売とかね、勧誘とかという行為があまり、何ていうのでしょうか、表立ってされていたり、そこで何かやりとりがあげさにあって、トラブルになっているとか、そういうこともなかったということもあります。

そして、「強制されてる」という声とか、それが内面的なところはわかりませんが、少なくとも表立ってこういう話題になったことを、私として記憶がないので、それは陳情の方がおっしゃったような心情はお互いにあったかもしれませんけれども、そういうことがなかったのが、慣習として始まったものが、慣習として続いてきたということです。

それで、全く疑問に思ったことがないと申し上げましたのは、やっぱりそうは言っても、昼休みとか、基本的に、なるべくそういうときにとかやっていたらと思うのですけれども、時にはどうしてもね、ずれてしまうことがあったりするときに、厳密に言うとうどうなのかなということはあるので、先ほど課長が答えたように、決まりをよく確認をして、これから対応しなくてはならないと、検討すべきかなというふうには私も感じてはおります。

以上でよろしいでしょうか。

○増渚委員長 大島委員、どうですか。大丈夫ですか。

○大島委員 はい、詳しいご説明ありがとうございました。

今の話を総合すると、鹿沼市では特段そのハラスメント行為と感じる問題はなかったということであるから、陳情人が言っているような事態は起きていなかったのだと思うのですね。

ただ、庁舎内の管理のその基本的なルールづくりとしては、今後検討する必要はあるだろうというところだと感じました。

以上です。

○増渚委員長 はい。では、副委員長、私もこれ聞きたいので、代わってもらえますか。

○橋本副委員長 委員長が質疑をしたいということで、委員長と交代いたします。

○増渚委員長 それでは、質疑させていただきます。

網行政経営課長のほうで、先ほど来言っているのが、今までずっと慣例でという形になっていましたけれども、ただ、ルールはあるわけですね。

ということは、今確認なので、これは言いますけれども、先ほど検討するというのは、

ルールに則った形に戻すというか、慣例という形ではこういう陳情がきたときに説明にならないと思うのですね。

慣例があったからやっていたというのは説明にならないと思うので、これからこれを改めるということを確認したいと思うのですけれども、その意図でいいのでしょうか。

○橋本副委員長 執行部の説明をお願いいたします。

○増渕委員長 では、副市長、する？

○福田副市長 はい。

○橋本副委員長 福田副市長。

○福田副市長 はい。では、私からお答えさせていただきます。

先ほど説明があったように、今のルールで読み取れるといいますか、と解釈できる範囲だろうという、先ほど説明だったと思うので、それを今のルールを変えるというのではなくて、今のルールをどういうふうに運用したらいいかということを検討して、それで、今回のものがそれに該当するであろうということになれば、そのルールに従って手続をしてもらおうとかということにしようということを検討するといいますか、という趣旨で、今日の段階では答えさせていただければと思います。

それで、これは、もしかすると、いろんな方が庁舎内にまいます。

それが、これ物販なのかなとか、あるいは、何か定期的ではなくてのものとか、中には許可しているものと、いや、これは適正ではない、そういうこともあるかもしれない。

そんなことも含めて、これを機会に、全体を見直して、それで、今回の案件がそれに、ルールに該当するということになれば、厳格にやっていくべきだろうという趣旨で検討を急ぎ始めるということにさせていただくということでないかというふうに思っております。

○増渕委員長 はい、今副市長が答えてもらったように、私もその解釈だったのですけれども、やはりこれから、やっぱりいろんな物品販売とかあって、一つだけ慣例だからという話ではないと思うのですね。

公的な機関なので、だから、みんなルールに則ってやるということを、今副市長からも、網課長からも説明を受けたので、見直しをするということの確認だったので、それを確認しないと、これからいろいろな形で、これは許されて、これは許されないというのはあり得ませんから、その確認をしたかったので、それで、今副市長からのご説明で大変よくわかりましたので、それでは、副委員長。

○橋本副委員長 ほかに質疑はありませんか。

○増渕委員長 大丈夫です。はい。

○橋本副委員長 別段質疑もないようなので、委員長と交代いたします。

○増渕委員長 それでは、私のほうで、あ、鹿妻委員、どうぞ、はい。

○鹿妻委員 では、すみません。

私も許可するという場合に、その許可について、ちょっと一応お聞きしたいのですけれども、許可する場合というのは、何ていうか、ちゃんと基準といいますか、何かに則って許可をして、あるいは、しないとかも、実際判断されているということでもいいのですか。

何か、「許可求められたから、もう何となく、これって許可しないとだめ」みたいな雰

困気があるとか、ちょっとそういうあたりはどうかかなと思ひまして、はい。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長、網です。

鹿妻委員の質疑にお答えいたしますと、許可申請が、通常上がってきまして、そこで、そこにその目的ですね、その目的については、先ほど石川委員のほうに説明いたしました第4条で許可を要する行為の部分が、1号から7号まで、いろいろあります。

そうした中で、第5条で、庁舎管理規則の、庁舎等においては、次に掲げる行為をしてはならないということで、けん騒とか、庁舎等を破損、汚損とか、こういうことをやってはいけないよという決まりがあるのですね。

そういうところも見ながら、その趣旨に、そういったところに該当しなくて、問題ないであろうというところの行為であるものに対して、許可していますのでと、そういった形の、目的に対しての内容の審査をした上で、使用許可を出すような流れになるかと思ひます、流れで今やっておりますので、同様の形になるかと思ひます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、鹿妻委員。

○鹿妻委員 ということは、一応この確認なのですけども、では、例えば、職員さんがちょっと圧力を感じて困ってしまうかもしれないとか、そういったところも判断の要素にはなっていると考えていいのでしょうか。

○増渕委員長 執行部の答弁を求めます。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

おっしゃるとおり、そういう声が職員のほうから上がりましたら、適切に対応すべきかなと思っております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、よろしいですか。

それでは、大体、まだ、仲田君、はい、どうぞ、はい。仲田委員。

○仲田委員 仲田です。

この陳情書の中にいくつも、ちょっと何か考えるべき要素が含まれていると思ひて、それで、庁舎内の管理規則に対しては、今鹿妻議員とか、いろいろな議員さんから出たことでわかるのですけれども、議員が、この営業行為を庁舎内ですることに対して、職員がハラスメントと認識するのかどうかというところで、声が上がったということなのですけれども、鹿沼市役所では、このハラスメントに対しての考え方というか、私、先ほど陳情人に対して質問しましたが、鹿沼市では、このハラスメントの定義について、どのように認識されているのか。

これがないと、では、ルール決め、議員が職員に対して、何か、政党機関紙だけではない、何か販売行為をするに当たって、これがオーケーなのか、だめなのかという判断にも至らないのかなと思ひるので、ちょっとその定義があれば、聞かせていただきたいと思ひます。

○増渕委員長 執行部の答弁を求めます。はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

仲田議員の質疑にお答えいたしますと、鹿沼市におきましては、ハラスメントの防止

に関する要綱ということで定めを設けております。

その中に、職員とか、ハラスメントの中で、パワーハラスメントですとか、セクシュアルハラスメントですとか、介護に関するハラスメントとか、そういった分類で定義のほうをしております要綱があるという形になっております。

以上でよろしいでしょうか。

○増渕委員長 はい、仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 はい、そうですね。

ルール決めに関しては、まずそのハラスメントというところの定義をしっかりと、共通認識を持った上で決めていただきたいなと思いますし、私が考えるに、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける行為がハラスメントなのかなというのがあるって、これはいろんな意見があるのですが、まだ、ハラスメントについては、議論の過程にある、そんな社会的環境なのかななんて思ったりするので、そこは一致した上で、そうですね、職員さんがハラスメントを感じにくい、心理的安全性が確保された職場をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

○増渕委員長 はい。この件に関しましては、今出てきたことがあるので、ここで、暫時休憩したいと思います。

(午前10時30分)

○増渕委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開します。

(午前10時53分)

○増渕委員長 それでは、陳情第13号を採択とするか、不採択とするかなのですけれども、この件に関しまして、何かご意見がありましたら、最後に、よろしいでしょうか、委員の方から。

はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

私は賛成の意見なのですが、これまでも各市で調査をしてもらった結果、もともとは声が上がっていないようなところでも、調査をしてみると多くの方が負担に感じていたというか、もう仕方なくとっていたという現状があったということです。本市においては、もしかしたらないのかもしれないのですが、やはりそういう可能性もあることを考えると、調査はしてもらいたいかなということが一つ。

あとは、しっかりと鹿沼市庁舎等管理規則というものが既にある、そこに示されているにもかかわらず、こういう運用が今までちょっとあやふやであったということがわかりましたので、この陳情のタイトルどおり、禁止の確認をしっかりと求めるという意味では、賛成ということで、賛成の意思でございます。

○増渕委員長 はい、採択という方向での意見です。

不採択に関しての意見、ございますか。

大丈夫ですか。よろしいですか。

委員、各意見が、なければ。

それでは、陳情第13号を採択とするか、不採択とするかを挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 はい、ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第13号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。採択に賛成ですね。

(挙手4名)

○増渕委員長 4名ですね。

はい、反対の委員の挙手を求めます。

(挙手3名)

○増渕委員長 3名。

したがって、多数決で4対3ということで、採択とすることに、陳情第13号については、採択とすることに決しました。

ご異議がなければ、これは陳情第13号を採決するという決定でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○増渕委員長 はい、それでは、そういうふうな形でとらせていただきます。

オブザーバーでいいのかな。

(「はい」と言う者あり)

○増渕委員長 入ってしまっても、大丈夫、大丈夫。

次に、議案第79号 専決処分事項の承認について(令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号))のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第79号「令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)」の内容についてご説明いたします。

この補正予算は、10月27日に執行されました衆議院議員解散総選挙に要する経費について、関係予算を10月2日付で専決処分をしたものであります。

お手元の「令和6年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計(第5号)」と入っている冊子になりますが、その3ページをお開きください。

○増渕委員長 はい、どうぞ。

○半田財政課長 はい。まず、歳入についてご説明いたします。

16款「県支出金」3項1目「総務費委託金」5,511万4,000円の増につきましては、衆議院議員選挙に係る財源として計上するものであります。

5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

上段の、2款「総務費」4項6目「衆議院議員選挙費」5,741万5,000円の増につきましては、衆議院議員選挙の執行に係る関係予算全てを計上したものであります。

次に、その下の段、14款「予備費」230万1,000円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和6年度一般会計補正予算(第5号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。よろしくお願ひします。

5 ページ、6 ページの支出、歳出のところ、右側説明の欄の需用費 230 万 1,000 円とあるのですが、これは国政選挙であったはずなのですが、一般財源でこの金額が出ているのかなというふうに思いますが、この内容について、教えてください。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。湯澤選挙管理・監査委員会事務局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長、湯澤です。

ただいまの需用費の金額と予備費の金額が同じになっている件につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、需用費については主に選挙に使用する消耗品ですとか、食糧費、あとは印刷費等ですね、こういったものを積算をして計上しているわけなのですが、こちらの、偶然金額が一緒になったという。

○増渕委員長 偶然なんだ。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 その辺のことで、こちらの金額については、以上で質疑の説明を終わりにさせていただきます。

○増渕委員長 早川委員、大丈夫ですか。はい、どうぞ。

○早川委員 はい、ありがとうございます。わかりました。

もう一つ、その説明の欄、一番最後に 17 番備品購入費ということで、500 万円という大きな金額ではあるのですが、これはどういったものの購入になるのでしょうか。お願いします。

○増渕委員長 執行部の答弁を求めます。湯澤選挙管理・監査委員会事務局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 はい、選挙管理委員会事務局長、湯澤です。

ただいまの早川議員の質疑にお答えをいたします。

こちらの備品購入の金額につきましては、今回投票用紙の分類機、こちらの、書いてある書類を読みとって、票を分散してくれる機械になります。

こちらの機械を 1 台 389 万 7,300 円のものになるのですが、購入をいたしました。

それと、投票用紙計数機、こちらは投票用紙の数を数えるだけの機械になるのですが、これを 4 台 127 万 6,000 円分購入をいたしました。

以上で説明を終わります。

○早川委員 はい。

○増渕委員長 執行部の説明は、大丈夫ですか。はい。

ほかに委員の方でご質疑のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 79 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 80 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第 80 号 「令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

令和 6 年度補正予算に関する説明書、表紙に「一般会計（第 6 号）」と入っている冊子になりますが、その一般会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上になります、10 款「地方特例交付金」1,750 万円の増につきましては、「減収補てん特例交付金」の本年度交付額の決定に伴う増であります。

その下の段の、11 款「地方交付税」1 億 6,169 万 5,000 円の増につきましては、「普通交付税」の本年度交付額の決定に伴う増であります。

4 段目になります、15 款「国庫支出金」、2 項 1 目「総務費国庫補助金」、右側のページの説明欄 2 行目「戸籍事務費国庫補助金」165 万円の増につきましては、戸籍に振り仮名を追加するための戸籍情報システムの改修について、国の仕様変更に伴う経費の増に係る財源として計上するものであります。

補助率は 10 分の 10 であります。

その下の、「マイナンバー事業費国庫補助金」220 万 3,000 円の増につきましては、マイナンバー業務に従事する職員の人事院勧告に準じた人件費の増分の財源として計上するものであります。

補助率は 10 分の 10 であります。

5 ページをお開きください。

上段の、16 款「県支出金」2 項 1 目「総務費県補助金」50 万円の増につきましては、当初予算で歳出を計上いたしました「シウマイによるまちづくり事業」について、県補助の採択により計上するものであります。

補助率は 2 分の 1 であります。

その下の段、2 段目になりますが、18 款「寄附金」1 項 1 目「総務費寄附金」1 億 500 万円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の現段階での寄附状況から本年度の実績を見込み、増額をするものであります。

その下の段、19 款「繰入金」2 項 2 目「財政調整基金繰入金」3 億 1,000 万円の増につきましては、歳出予算に計上いたしました各事業の財源として、基金からの繰り入れを行うものであります。

9 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

下段の、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、上から 2 つ目の「○」、「一般管理関係職員給与費」620 万 1,000 円の増につきましては、本年度における早期退職者数を踏まえ、市町村総合事務組合へ退職手当に係る負担金を増額するものであります。

説明欄のその下の「○」、「人事事務費」7,679 万 7,000 円の増につきましては、職員の産休代替え等に伴う会計年度任用職員の追加採用などに伴いまして、報酬等の増額を

行うものであります。

なお、1 款から 10 款までのそれぞれの事業費におきまして、報酬、給料、職員手当等の増額を計上しておりますが、人事院勧告に準じた給与改定、職員配置の変更等によるものであります。

その下の、「ふるさと納税推進事業費」5,800 万円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の実績見込みを踏まえ、返礼品等の関係経費を増額するものであります。

次に、2 目「総合企画費」25 万 7,000 円の増につきましては、令和 7 年度に、鹿沼市と栗野町の市町合併 20 周年の節目を迎えることから、記念事業を展開するため、事前にロゴシールやのぼり旗を作成する費用を計上するものであります。

次に、8 目「財産管理費」の説明欄、2 つ目の「○」、「公共施設整備基金積立金」14 万 7,000 円の増につきましては、民間事業に貸し出している旧久我小学校におきまして、国の基準に応じ、補助金等に係る国庫返納の代替措置として、返納補助金相当額を基金に積み立てするものです。

その下の、9 目「集中管理費」の説明欄、1 つ目の「○」、次のページにかけてとなりますが、「庁用共通管理費」2,226 万 1,000 円の増につきましては、本年 10 月から郵便料金が値上げとなったことから、郵送料等を増額するものであります。

11 ページをお開きください。

11 目「地域振興費」、8,242 万 5,000 円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増収見込みに伴い、「かぬま・あわの振興基金積立金」を増額するものであります。

その下の、12 目「国際交流費」33 万 2,000 円の増につきましては、国際交流協会の運営経費に対し、労務単価の増などにより補助金を増額するものであります。

下段の、3 項 1 目「戸籍住民基本台帳費」の説明欄、2 つ目の「○」、「戸籍事務費」165 万円の増につきましては、戸籍に振り仮名を追加するため、戸籍情報システムの改修のうち、国の仕様変更に伴い、増額となる経費を計上するものであります。

23 ページをお開きください。

3 段目、9 款「消防費」1 項 1 目「常備消防費」100 万円の増につきましては、消防庁舎の電気料を増額するものであります。

27 ページをお開きください。

一番下の、14 款「予備費」97 万 8,000 円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○増淵委員長 はい、ありがとうございました。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

ページ数で言うと、9 ページ・10 ページのふるさと納税推進事業ですが、当初 1 億 1,831 万 5,000 円、これに単純に 5,800 万円というプラスという認識でよろしいのでしょうかということと、委託料が 4,000 万円、非常に丸まった数字なのですけれども、こ

の辺の積算の根拠というか、その辺、教えてください。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 いちご市営業戦略課長の池澤です。よろしく願いいたします。

早川委員の質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今回の補正で、総額なのですけれども、1億5,831万5,000円ということになります。

続きまして、補正額ですね、積算根拠、これは委託料の事業ということで、積算根拠になりますが、こちらはふるさと納税の返礼品発送等の運用業務の委託料になっておりまして、8月までは実績値を採用しております。

それで、9月以降につきましては、見込み値に契約料率を乗じて算出をいたしました。

それで、委員おっしゃるとおり、数字のほうは丸めさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

委員の方で、ほかに、早川さん、大丈夫ですか。

○早川委員 はい。

○増渕委員長 はい、早川委員。

○早川委員 はい。では、早川です。

続けてすみません。

11ページ・12ページのところの説明欄でいう11番、役務費、通信運搬費、先ほどご説明で、郵便料金の改定によるというところで、お話をいただきましたが、これ、当初からここが上がるというのは、予想はというか、計画はあったわけで、その辺は改定分を計上されたのが、この段階ということなのでしょうか。確認です。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

早川委員の質疑にお答えいたします。

郵便料のほうなのですけれども、発表がありましたのが、今年の3月に郵便料値上げになるということで、その値上げ額については、6月公表ということになりましたので、当初予算のほうでは反映しておりません。

それで、今回の補正予算におきまして、10月以降の発送料の値上げを見込んで、予算のほうを要求したということになります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、早川委員。

○早川委員 はい、ありがとうございました。

いわゆる積算根拠はその10月以降の、そういった部数というか、それを見込んでということが積算根拠になるということですのでよろしいですね。

(「はい」と言う者あり)

○早川委員 はい、ありがとうございました。以上です。

○増渕委員長 ほかに委員の中で、ご質疑のある方は。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 80 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 84 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第 84 号 「辺地に係る総合整備計画の変更」についてご説明いたします。

今回の議案は、令和 5 年 12 月に議決をいただきました西大芦辺地及び上・中粕尾辺地に係る総合整備計画並びに令和 6 年 3 月に議決をいただきました入・中栗野辺地に係る総合整備計画につきまして、その一部を変更するものであります。

まず、辺地の概要についてご説明いたしますと、辺地とは、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地など」と定義されており、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率 100%、さらに、元利償還金の 80%を交付税措置される有利な起債が可能となる制度であります。

本市には、「入栗野・中栗野辺地」「上粕尾・中粕尾辺地」「西大芦辺地」「上久我辺地」の 4 つの計画があり、そのうち今回は、「西大芦辺地」、「入・中栗野辺地」及び「上粕尾・中粕尾辺地」について計画事業の変更を行うものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の議案書、議案第 84 号の記載のあるページをご覧ください。

それで、整備計画につきましては、次のページになりますので、1 ページお開きいただきたいと思えます。

まず、上から「1 辺地の概況」及び「2 公共的施設の整備を必要とする事情」と、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等が記載してございます。

次のページをご覧ください。

この表が「西大芦辺地」の整備計画概要となりますが、今回の変更点につきましては、表の中段に記載されております、栃木県が事業主体となり実施する林道整備事業のうち、上から 4 段目の、林道河原小屋三の宿線の森林整備林道事業に係る県への負担金について、耐震補強を実施する必要が生じたことから県におきまして、事業内容を精査し、事業費総額を 2,217 万 7,000 円から 4,756 万円に増額するものであります。

次に、「入・中栗野辺地」について、ご説明いたします。

整備計画書の次のページをご覧ください。

今回の変更点につきましては、一番下の道路事業について、本年度に長寿命化対策の改修工事を進めている拍子木橋、こちら前日光つつじの湯交流館の入口に架かる橋になりますが、この橋につきまして、事業内容の精査により、事業費総額を 4,650 万円から 4,740 万円に増額するとともに、その財源内訳について、特定財源として計上している国庫補助金の交付決定額が当初見込みから減額となったことから、その代替財源として、辺地対策事業債を増額するものであります。

次に、「上粕尾・中粕尾辺地」について、ご説明いたします。

整備計画書の次のページをご覧ください。

今回の変更点につきましては、栃木県が事業主体となり実施する林道整備事業のうち、上段になります。林道前日光線の森林路網整備事業に係る県への負担金について、県におきまして昨年度に実施した現地調査により、当初の見込みを超える補修が必要となることが判明したことから、事業内容を精査し、事業費総額を4,011万9,000円から5,364万4,000円に増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。大丈夫ですか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第84号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第91号 鹿沼市御殿山会館条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、能島生活課長。

○能島生活課長 生活課長の能島です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第91号 鹿沼市御殿山会館条例の廃止について、ご説明いたします。

御殿山会館は、昭和55年に設置されて以来、各種会議や研修、さらには趣味を楽しむ場として、多くの市民の皆さんに長く活用されてまいりました。

しかしながら、建築後、今年で44年が経過し、最近では、空調機器や給排水設備など、施設の老朽化が顕著になっております。

もともとエレベーターがないことに加えまして、劣化による不具合が多いことで、利用者の方には大変ご不便をお掛けしている状況であります。

また、ここ数年は、コロナ禍もあり、利用者数も減少傾向にありましたので、今年度をもって、施設の貸し出しを終了するため、本条例を廃止するものであります。

なお、条例の廃止後、当面は、庁舎の補完的な施設として臨時的な作業場所や打ち合わせスペースなどとして使用するほか、鹿沼さつきマラソン大会における更衣室など、イベント時、一時的に市民に開放する施設として使用していく予定であります。

以上で、議案第91号の説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○増渕委員長 ありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第91号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第96号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。佐藤総合政策課長。

○佐藤総合政策課長 総合政策課長の佐藤です。

議案第96号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」について、ご説明させていただきます。

令和4年に行われました刑法の改正により、令和7年6月1日から、これまでの「懲役」及び「禁錮」の刑が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されることとなりました。

「懲役」とは、刑務所に収容され、刑務作業が義務づけられております。

一方、「禁錮」とは、刑務所には収容されるものの、刑務作業は義務づけられておりません。

しかしながら、「禁錮」、本来は義務のない「禁錮」の受刑者の多く、おおよそ8割以上と言われておりますが、本人の希望により刑務作業に従事しておりまして、実質的に、「懲役」と「禁錮」で受刑者の処遇が変わらないため、今回の改正により、「拘禁刑」に一本化されることとなりました。

新たに創設される「拘禁刑」は、刑務所に収容され、そこで更生を図るために必要な指導を受けたり、作業に従事するものであり、受刑者の特性に応じたプログラムの実施が期待されているところです。

今回の条例の改正は、条例中で使用している「懲役」及び「禁錮」を、法改正にあわせて「拘禁刑」に改めるものでありまして、条例の施行日は、法律と同じ、令和7年6月1日となります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

ご質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○増渕委員長 ありませんか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第96号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前11時24分)